

リスク対策準備資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人企業情報化協会（以下「この法人」という。）の有するリスク対策準備資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 この法人は、特定資産として、リスク対策準備資金を設けることができる。

2 リスク対策準備資金は、将来において見込まれている公益目的事業の収支の変動に備えるための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第1項に規定する特定費用準備資金とする。

(積立)

第3条 リスク対策準備資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

2 前項に規定する場合のほか、その事業年度に公益目的事業会計の剰余が生じたときは、その全額をリスク対策準備資金に積み立てる。

(積立限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、リスク対策準備資金の積立限度額は6千万円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

2 前項の積立限度額の算定根拠は、令和3年3月31日に終了する事業年度における公益目的事業の経常収益額が当該事業年度の前事業年度から変動した額の2年分程度を必要額として、令和3年5月18日に理事会にて承認された見積額とする。

(運用)

第5条 リスク対策準備資金の運用対象は、次のとおりとする。

- 一 国債、地方債及び政府保証債
- 二 金融機関への預貯金
- 三 貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託
- 四 外国債
- 五 東京証券取引所第一部上場の株式及び投資信託

2 前項第5号で運用する場合には、その発行体の格付けについては、いずれかの格付機関から投資適格とされるものであることを原則とする。

3 リスク対策準備資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

(運用益)

第6条 リスク対策準備資金から生ずる運用益については、管理業務に使用し、又は当該資金に積立てるものとする。

(取崩)

第7条 リスク対策準備資金は、公益目的事業の収入減少に伴う公益目的事業の損失補填に充当する場合を除いて、取り崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、リスク対策準備資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、リスク対策準備資金は令和7年3月31日に終了する事業年度の末日までに使用しない場合、その全額を取崩さなければならない。

(備置)

第8条 この規程及びその写しは、令和7年3月31日に終了する事業年度の末日まで、それぞれこの法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(変更)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1 この規程は、即日施行し、令和3年3月31日に終了する事業年度に係る決算から適用する。

以 上